

186 わかりやすい！第6類消防設備士試験 新訂第1版 第2刷 正誤表

本書の掲載内容に下記の誤りがございました。ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。

頁	箇所	誤	正
51	問題 23 解説	(2)【問題 20】参照	(3)【問題 20】参照
52	問題 23 解答	【23】・・・(4)	【23】・・・(1)
168	表 A 強化液 棒状 抑制		○
240	2 行目	(この 6 の項目のみ・・・)	(この 7 の項目のみ・・・)
249	表の下 (13)	(14 の⑩と 15 の⑥の違いに要注意)	((12) の⑩と (13) の⑥の違いに要注意)
258	問題 15 (3)	・・・ノズル先端に設ける。	・・・開口部に設ける。
258	解説	・・・(3) は開口部に設けません。・・・	削除
282	問題 5 解答 ①名称 c	・・・(注：下線部⇒粉上りと書くと×になる可能性があるので注意)	削除
329	条件 6. 追加	6. 喫茶店は主たる用途の従属的部分とみなすものとする。	

P 1 1 8 こうして覚えようの下の※部分の括弧を入れ替える

<p>※3 項イとロについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「火を使用する設備や器具」を設けたもので、「防火上有効な措置が講じられていないもの」が対象です。 ○ 下線部が「防火上有効な措置が講じられているもの」については ⇒②のグループに入る (150 m²以上で設置義務)。 ○ 「火を使用する設備や器具」を設けていないもの ⇒消火器具の設置そのものが不要。
--

P 1 1 9 のトップに追加

3※	イ 料理店、待合等
	ロ 飲食店

※3 項イとロについて、「火を使用する設備や器具」を設けたもので、「防火上有効な措置が講じられているもの」についてはこの②のグループに入ります。